

## 第79回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年4月8日（金）19：17～19：37
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

### （1）最新の被害状況について【災害対策本部より】

事務局：（第94報のとおり説明）

- ・ 昨夜の余震に係る被害状況について、第93報との変更点を中心に説明した。  
重傷者4名が3名に1名減。  
伊達市の一部断水が復旧。新たに飯舘村で20戸が断水。
- ・ 本震の影響については、いわき市の水道において約3,800戸の断水が減少。

### （2）モニタリング結果について【原子力災害対策本部】

生活環境部次長：（別紙モニタリング1～3のとおり説明）

いずれの地域も横ばい又は若干の低下傾向である。

### （3）水道水中の放射性物質検査結果について

保健福祉部長：（別紙資料により説明）

4/7採取の12検体について、いずれも乳児による飲用基準（放射性ヨウ素：100ベクレル）を下回った。

飯舘村では念のため飲用制限措置を継続。

中通り・浜通り地方の検査結果については、4/6採水の14検体及び4/7採水の21検体について、いずれも飲用基準を下回った。

なお、今回会津地方の結果についての報告はない。

### （4）原乳の出荷制限の解除について

農林水産部長：（別紙資料により説明）

- ・ 原乳については、これまで3月19日以降3回のモニタリング検査を実施し、会津地方、南会津地方については一貫して、暫定規制値を下回っていた。

4月4日に国から出荷制限解除の考え方が示されたが、本日、原乳の4回目の検査の結果、国から会津・南会津の原乳については検出限界値以下であったとの連絡を受けたことから、当該地域の原乳の出荷制限解除を要請し、本日付で別紙

の指示書のとおり内閣総理大臣名で原乳の当該地域の出荷制限が解除されたものである。

- ・ これは、知事を始めとして、国に解除条件の明示と地域ごとの解除を働き掛けてきた結果であり、暫定規制値を下回る安全な農産物を正しく評価してもらい、そのことを国民に訴えていく上で一步前進である。
- ・ ただ、今回、出荷制限を解除された地域においては、風評の中で厳しい状況にあることから、国による安全確認などについて、積極的な広報・報道をお願いしたい。
- ・ また、会津以外の地域においても、前回の3月29日の検査においては、すべての36市町村において300ベクレルの基準を下回っていることから、今後こうした制限が早期に解除されるように取り組んでいきたい。

#### (5) 稲の作付けに関する考え方について

農林水産部長：(別紙資料により説明)

- ・ 4月6日に県として土壌検査の結果を公表するとともに、原発の周辺地域を除き、飯舘村ほか7つの市町村に対して、作付けに関する準備行為を待っていただくよう要請していたところであるが、本日、別紙のとおり、国から作付けに関する考え方が示された。
- ・ なお、稲の作付け制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう国において万全を期すとともに、加えて、作付け制限以外の地域においても収穫の際に、玄米の分析を行い、その結果食品衛生法上の暫定規制値を超える場合には、原子力災害対策本部長から出荷制限をする仕組みとなっている。  
なお、この際にも出荷制限を行う場合には、適切な補償が行われるよう万全を期すとのことである。
- ・ 県としては7つの市町村地域において詳細調査を実施しており、その結果を踏まえつつ関係市町村と協議しながら、4月12日を目途に作付けの可否についてお知らせしたいと考えている。

#### (6) 黙とうの実施について

生活環境部長：(口頭説明)

大震災から1ヶ月を経過するにあたって、亡くなられた方のご冥福を祈り、多くの県民の皆様とともに黙とうを実施する。

実施日時：4月11日(月) 14:46

本日、市町村にもお知らせしたが、県民の皆様への周知をよろしくお願いしたい。

## (7) 工業用水の状況について

企業局長：(口頭説明)

県の工業用水の状況について説明。

相馬工業用水：本管が破れたため、水量を絞って暫定給水中。

いわき工業用水：4 / 6 試験通水の結果漏水が発見されたため修復作業中。

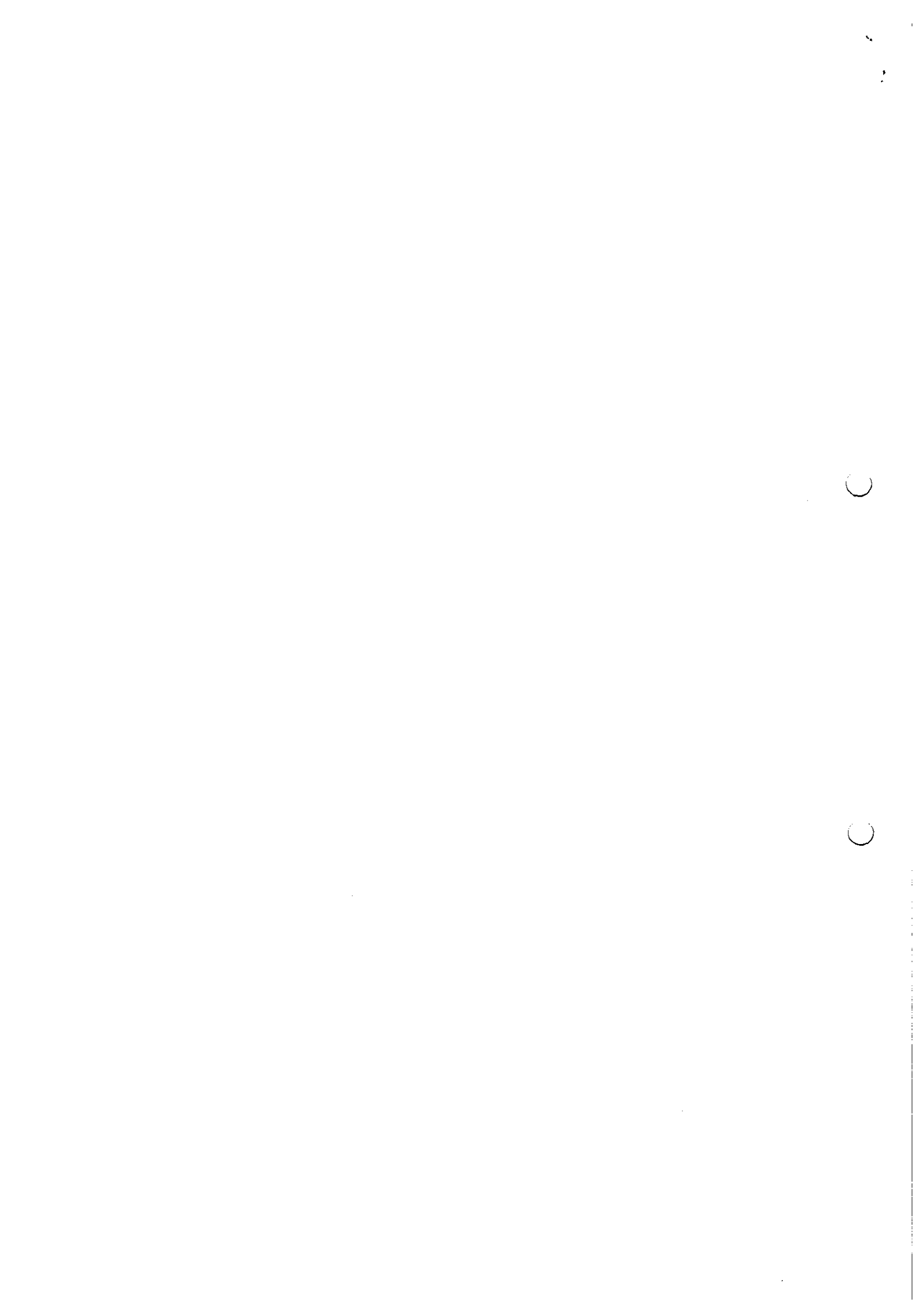
勿来工業用水：特に異常なく通水。

好間工業用水：特に異常なく通水。

小名浜工業用水：津波を被りポンプ破損のため修復作業中。

知事：

工業用水を使う工場から一日も操業したいという声もあろう。経済の立ち上げは福島県の力強さになることから、できる限り普及の時期について目標を定めて、取り組んで欲しい。



指 示

平成23年4月8日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年3月23日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

貴県内において産出された原乳について、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町又は南会津町において産出されたものを除く。

## 稲の作付に関する考え方

平成23年4月8日

原子力災害対策本部

### 1 作付制限

- (1) 福島第1原子力発電所の事故に伴う避難地域及び屋内退避地域に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標（別添）からみて、生産した米（玄米）が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域については、稲の作付制限を行うこととする。
- (2) その具体的な地域については、今後、水田土壌の調査結果を踏まえて、国と関係地方自治体が協議して決定し、その段階で、原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、稲の作付制限を行うよう指示する。
- (3) なお、稲の作付制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととする。

### 2 その他

- (1) 1以外の地域については、稲の作付を行って差し支えないが、放射性物質の放出が続いていること等から、収穫時に米（玄米）の分析を行い、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合は、原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、出荷制限を行うよう指示することとする。
- (2) なお、出荷制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととする。

(別添)

## 水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標

## 1 使用データの選択

長期間にわたる国内の実態をよく反映しているデータとして、独立行政法人農業環境技術研究所が、1959年から2001年まで、全国17ヶ所の水田の土壌及び収穫された米の放射性セシウムを分析した結果（計564データポイント）を用いた。

## 2 データの解析

- (1) 土壌の種類によって放射性セシウムの米への移行に差がないことを確認
- (2) 玄米を日常的に摂食する者のことを考え、玄米中の放射性セシウムを土壌中のものと比較。各データポイントにおける玄米中及び土壌中の放射性セシウム量の比（移行係数）を算出。
- (3) 算出した移行係数の分布をモデル化
- (4) 消費者に安全な米を供給する観点から、同モデルを用いて、水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標案を決定
- (5) 指標案について、外部の専門家の意見を聴取  
独立行政法人放射線医学総合研究所特別上席研究員 内田滋夫氏  
学習院大学理学部化学科教授 村松康行氏  
財団法人環境科学技術研究所 環境動態研究部長 久松俊一氏  
独立行政法人農業環境技術研究所 理事長宮下清貴氏（他2名）
- (6) (5) に示した外部の専門家が指標案に同意

## 3 水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標

0.1

指標を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値（500 Bq/kg）以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限值

5000 Bq/kg

